

危険ブロック塀除却支援事業



事業の目的

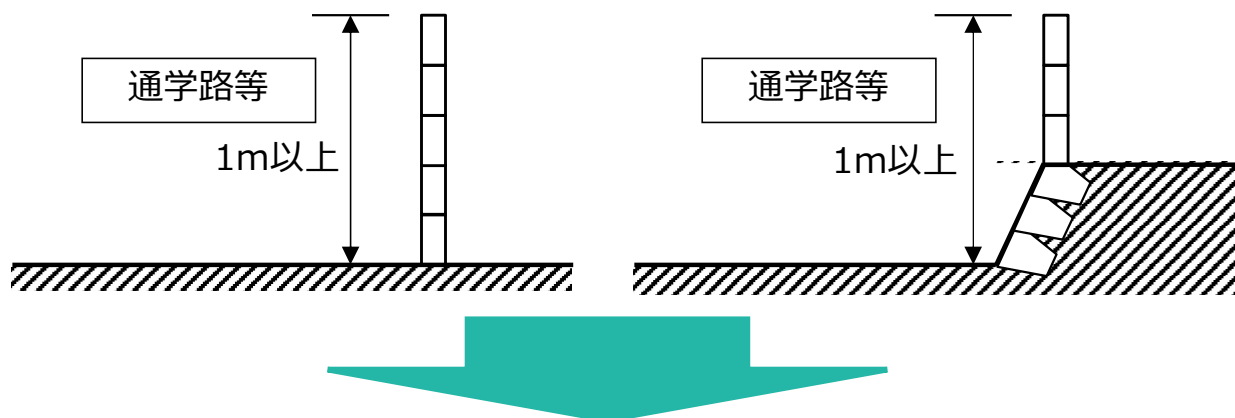
地震発生時のブロック塀等の倒壊などによる災害を未然に防止するために、転倒・倒壊の危険性があるブロック塀等の除却を市と一緒に支援します！



事業の概要

○補助対象ブロック塀等

避難路又は小中学校の通学路等からの高さが1m以上のコンクリートブロック塀等で、危険と判断したされたもの。



○一般の場合

危険なブロック塀等の除却にかかる費用のうち上限5万円～24万円を市が補助。（※補助対象額・補助率は各市により異なります。）

○ 市区町村民税非課税世帯である場合

危険なブロック塀等の除却にかかる費用（産業廃棄物運搬処分費除く）を上限20万円まで市と県が連携して補助。

補助申請窓口

申請窓口はどちらの場合も各市町です。

県住宅課ホームページ「住まいの玉手箱」にも各市の窓口を掲載しています。

令和7年度補助実施：長崎市、島原市、松浦市、五島市、雲仙市、南島原市